

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年6月まで

A町（現在は、B市）に転入した際、同町職員に「奥さんの国民年金保険料はC市で納付済みです」と言われた。夫は国民年金に加入していなかったため、加入手続を行い、同町で保険料を納付した。私の申立期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人のB市の国民年金保険料納付記録には、申立期間の国民年金保険料が納付済みと記録されている上、申立人の所持する領収書にも、申立期間当時にA町職員が記入したと考えられる「C市で納付済み」の記載が認められる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続時にA町職員が申立期間の国民年金保険料が既に納付済みとなっていることをC市へ電話で確認していたことを記憶しており、B市に照会したところ、転入者の転入前市町村における国民年金保険料の納付状況については、転入前の市町村又は社会保険庁に確認を行っていたとの回答が得られた。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したとされる申立人の義姉から、申立人の婚姻前後の国民年金保険料も納付していたとの証言が得られ、申立人の兄夫婦も申立期間の国民年金保険料は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から50年9月まで  
20歳ぐらいに国民年金への加入の知らせが届いたので、自分で加入手続をして早速現金を持って支払に行った。その後は市役所からだと思うが振込用紙が届いたので、金融機関で支払った記憶がある。未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は申立期間の国民年金保険料を遡<sup>そきゅう</sup>及して納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人の証言は、国民年金の加入手続を行った場所が社会保険事務所から市役所支所へと変遷したり、国民年金保険料の納付方法も金融機関での納付から印紙検認による納付へと変遷するなど、申立内容が不明確である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 38 年 4 月までの期間及び 39 年 4 月から 40 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から 38 年 4 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 12 月まで

昭和 37 年 1 月 20 日に会社を退職後、実家の A 町へ戻り、家業の見習として父親と兄と一緒に働いていた。私の強い希望で国民年金に加入することを父親に願い、37 年 2 月に国民年金の加入手続をした後、父親が私の代わりに国民年金保険料を納付していたはずである。その後の国民年金の切替手続も父親が行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。未納とされていることは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 8 月ごろに申立人の義姉と連番で払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は申立人の父親から申立人の国民年金保険料をどのように納付していたか聞いた記憶が無いと述べている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、55 年 8 月から 62 年 9 月までの期間及び 63 年 1 月から平成 2 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 8 月から 62 年 9 月まで  
③ 昭和 63 年 1 月から平成 2 年 7 月まで

申立期間①については、保険料を町内の集金により納付しており、申立期間②及び③についても、収入があり、保険料の免除申請をしていないし、市役所で納付していた。申立期間が申請免除、未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人及びその元妻の分の国民年金保険料を一緒に納付していたと述べているが、その元妻とは、昭和 36 年 5 月に離婚しており、その元妻の申立期間①の国民年金保険料は 50 年 8 月 26 日に特例納付されていることから、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間②及び③については、申立人は、その前妻が国民年金保険料を納付していたと述べているが、その前妻も申立期間②のうち昭和 55 年 8 月から 58 年 3 月までの期間は申請免除期間となっており、申立期間②のうち 58 年 4 月から 62 年 9 月までの期間及び申立期間③は未納期間となっている。

さらに、申立人より提出された申立人の昭和 58 年から平成 2 年までの確定申告書（控）には、国民年金の保険料額の記載が無く、申立人の確定申告書から国民年金保険料の納付を認めることはできない。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付方法等についての記憶が曖昧であり、申立人の前妻及び元妻から国民年金保険料の納付を裏付ける証言も得られないことから、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年9月11日まで  
労働年金証書（労働者年金保険被保険者台帳記号番号通知票）を自分で破棄したため昭和31年1月に再就職した際、始末書を書いて再交付してもらった。そのため脱退手当金の請求手続は一切していない。脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間は当時の脱退手当金支給要件に合致する上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（社会保険庁保存の旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時の同僚から聴取した証言からも、申立人の意思に反した請求であることを疑わせるような事情をうかがうことはできず、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月 21 日から 32 年 3 月 20 日まで  
② 昭和 32 年 3 月 28 日から 38 年 8 月 21 日まで

私はA社を退職後、B協同組合に就職し、C社で厚生年金保険に加入したが、体調を崩し傷病手当金を受けた期間についても厚生年金保険に加入した。60歳になって年金相談に行った時に、脱退手当金を受給したことを初めて知ったので、当時C社の労務係だったD氏に手続について聞いたが、その当時事業所では、脱退手当金の請求をする者はいなかったと返事を受けた。脱退手当金の請求をしたことも、受けたことも全く記憶に無いため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、脱退手当金受給資格のある者42名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、34名に脱退手当金の支給記録があり、そのほとんどが資格喪失日以後8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。また、当時の労務担当者から昭和37、38年当時は脱退手当金を請求する者はいなかったとの証言があったと申立てがあるが、36年1月から38年12月までに資格喪失した13名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、1名を除いて全員について1か月から5か月後に脱退手当金の支給決定がされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころである上、脱退手当金の支給記録のある複数の同僚は「事業主に手続をしてもらった」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「退手」表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月から29年6月まで

昭和26年10月ごろから29年6月ごろまでA社に住み込みで働いていた。寝食を共にした3人のうち消息を知っている1人は年金をもらっているようだ。農繁期の5月、6月及び10月は手伝いで実家に帰ったが、その他の時は、同じように働いていた。厚生年金保険料も引かれていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

申立人は、当時の事業主及び多数の同僚の氏名を記憶しており、それら同僚の証言からもA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和26年10月から28年5月31日までの期間は、当該事業所が厚生年金保険適用事業所となっておらず、厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日は、申立人は実家で農業に従事していたと述べていることから、申立人の雇用形態は厚生年金保険被保険者となり得るものではなかった可能性がうかがえる。また、当該事業所に照会をしても資料は無く、当時の事業主は死亡しているため申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。